

集団的自衛権の行使容認について慎重に進めることを求める意見書

安倍首相は、諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇、柳井俊二座長）」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を、閣議決定する方向で与党協議を加速しており、閣議決定を踏まえた関連法案の整備も予定されている。

近年の近隣諸国での核開発の動きや尖閣諸島周辺の東シナ海で続発する領海問題など、日本の安全保障を巡る環境が変化する中で、集団的自衛権の行使を容認すべきかを議論することについて否定するものではない。しかしながら、集団的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹に関わり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題である。

そこで、現在、政府が進めている集団的自衛権の行使容認を検討するに当たっては、国会において十分な時間をかけた審議を行うとともに、全国で公聴会を開催するなどの方法で、国民的議論を経るなど、国民の理解が得られる形で結論を出すよう慎重に進めることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣